

仙台市環境審議会

第1回「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」検討部会

議事要旨

日時：令和7年1月27日（月）14：30～16：15

場所：仙台市役所二日町第二仮庁舎 環境局6階会議室

I 次第

1 開 会

2 議事

(1) 新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度について

(2) その他

3 閉 会

II 出席委員数

出席 5名

III 議事要旨

事務局	それでは、次第の「2 議事」に移る。 以降の進行については、仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則第5条第1項に基づき、駒井部会長にお願いします。
議長（駒井部会長）	初めに、会議の公開、議事録の署名について確認させていただく。 まず会議の公開に関しては、環境審議会の運用にならい、個人のプライバシーに関することなどで非公開の必要がある場合以外は、原則として会議を公開することとしたいと思うが、よろしいか。
各委員	異議なし
議長（駒井部会長）	次に議事録の署名についてだが、こちらも環境審議会の運用にならい、部会長と出席委員1名の署名をもって正式な議事録にすることとしてよろしいか。
各委員	異議なし
議長（駒井部会長）	名簿順で、今回は石原委員にお願いしたいが、よろしいか。
石原英喜委員	了承した。
議長（駒井部会長）	それでは、議事に入る。 議事（1）の「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度について」、事務局より説明をお願いします。

事務局	(資料1に基づき説明)
議長（駒井部会長）	事務局から新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度について説明があった。重要な論点がたくさんあるので、資料に記載の4つに分けて、議論を進めていきたいと思う。 初めに「1 対象とする事業者等について」、皆様よりご質問、ご意見を願います。
佃悠委員	内容は概ね理解したが、数字の納得感というのを、もう少しご説明いただきたい。5,000 m²以上を基準にすることで、先行都市と同様に新築建築物の約6割が対象になるとのことだが、仙台市として、先行都市と同じでよいのか、これが仙台市に適しているのか、というところを説明する必要があると思う。 3,000 m²、5,000 m²、7,000 m²という基準に対する考え方のご説明があったが、なぜ4,000 m²じゃないのかや6,000 m²ではないのかということも気になる。川崎や東京がこうだからではなく、仙台市としては5,000 m²で、6割というのが適しているというところを、もう少し説明いただければと思う。
事務局	本市として5,000 m²をラインとする理由だが、制度上、やはり義務付けという側面もあるため、例えば全ての事業者を対象にする、というのはなかなか難しく、新築建築物の5割から6割ぐらいがターゲットではないかと考えている。 その上で、対象となる事業者の数も考えたときに、5,000 m²というラインで切ると、37者程度ということで、一定数は確保しつつ、かといって、事業者の数としても多くなりすぎず、資本力も含めて、ある程度はしっかり対応できる事業者をターゲットにしてはどうかと考えたところである。 義務付けの対象という点では、そのようなラインで考えているが、スライドの8ページに示すとおり、対象とならない事業者も任意で制度に参加可能としてはどうかと考えている。積極的に取り組んでいる事業者をはじめ、底上げを図る意味でも任意で参加いただき、積極的に環境配慮に取り組んでいただけるような制度になればと考えている。
佃悠委員	おそらく3,000 m²や2,000 m²を基準にすると、規模が小さい事業者も多く対象になってしまうと思う。仙台市がこの制度を積極的にやっていこうということを打ち出していくのであれば、66%ぐらいを狙って4,000 m²を基準にするという考え方もあると思う。一方で、7ページを見ると、着色している事業者は、東京や川崎でも制度の対象なので、慣れていると思うが、白抜きの事業者はそうではないので、なかなか対応が難しいと考えるのであれば、少し下げて6,000 m²を基準にするという考え方もあると思う。その辺をもう少し明確にした方がいいと思う。新築建築物の5割から6割をターゲットにするというのは妥当だとは思いますが、仙台に適しているのがこれだという納得感が少し足りないと思った。
議長（駒井部会長）	私も同様の意見だ。数字はすごく重要なので、何を目指したいというところが見えると良いと思う。
石原英喜委員	例えば5,000 m²を基準にすると、概ね2,500棟ぐらいが対象になるかと思うが、そのうちの7割に2kWずつ太陽光パネルを載せると、単純に3,500kWという計算になる。それが、仙台市の上位の方針にどのように関連するののかを示すことができれば、7割を対象にするというところへの説得力が出てくるのでは

	ないか。
議長（駒井部会長）	7ページの色がついている事業者は比較的大きな事業者で、白の事業者が仙台に拠点を持っているところだと思うが、仙台に拠点を持っている事業者がどのような感覚を持っているのかはわかるのか。
事務局	昨年の夏に、各メーカーを回って、先行する東京都、川崎市の事例を紹介しながらご意見を伺った。その中では、仙台を拠点とする事業者でも、積極的に取り組まれている事業者がいれば、まだまだこれからという事業者もいたが、それは東京、川崎の制度対象となるような全国区の事業者も同様であった。主に建売住宅を供給する事業者が、太陽光発電の導入という点については、まだまだこれからという事業者がほとんどであった。 もう一点、先ほど上位計画との関連性というご意見があった。そこから逆算してご説明できれば最も論理的だと思うが、上位計画で掲げる温室効果ガス削減目標や太陽光発電の導入目標の達成に向けては、様々な施策を講じていく必要があり、この制度だけを切り出してお示しすることはなかなか難しいという部分がある。
議長（駒井部会長）	事業者に対する義務化ではあるが、最終的には市民の理解も必要だと思う。このため、あんまり厳しくしてしまうと、仙台市らしくなくなってしまうと思う。そういう意味では、2,500棟というのは結構な数字だと思うので、この辺が基準になってくると思うが、他の委員はいかがか。
齋藤裕美委員	義務化という内容と、太陽光発電を進めて環境を良くしていくという内容が並行して議論されていると思うが、義務化をすれば、それが増えていくという考え方で進めていくのか、それとも事業者のやる気を重視して進めていくのか。いずれラインを決める必要はあると思うが、最終的に市民に降りてきた時に納得してもらえるようにという視点も重要だと思う。
議長（駒井部会長）	私も審議会の中で同じような発言をしているが、そこが難しいところだと思う。あんまり厳しくしてしまうと、事業者の立場で言えば儲かればいいわけだから、どんどんやると思うが、最終的には市民に返ってくるので、できる範囲でというのが落としどころだと思う。
齋藤裕美委員	義務という言葉がついてしまうと、本当に私達がやりたいことと逆行しなければいいなと感じている。
議長（駒井部会長）	実際には市民にとってもメリットがある話なので、そこがポイントだと思う。高木委員はいかがか。
高木理恵委員	どこでラインを切るかというのは難しいと思うが、4月以降に事業者へのヒアリングも予定しているとのことであるため、まずはこちらの案で、事業者の意見を聴いてはどうか。意見交換しながら、必要に応じて見直していくことになると思う。ひとまずの案としては、今回出されているものが落とし所なのかなと感じた。
石原英喜委員	もう1点、住宅会社では、延床面積というよりは、棟数で受注実績等を管理しており、なかなか平米数を累積していくという感覚があまりない。5,000 m ² のラインがギリギリの会社は、5,000 m ² をいってるのか、いってないのかが気になると思うが、なかなかパツとは答えられないのではないかと感じた。

佃悠委員	これは前年度の実績、例えば令和5年度の実績を見て、次の6年度に取り組むということなのか。
事務局	前年度ではなく、5,000 m ² を超えそうだという住宅メーカーは、それを意識しながら太陽光発電の導入を進めていただき、翌年度に、結果を報告いただくことを想定している。
佃悠委員	令和6年度に5,000m ² になりそうだったら、数を少し減らして、うちは5,000 m ² を切ったからやらなくていいということにはならないということか。
事務局	そのとおりである。
佃悠委員	理解した。先ほど石原委員がおっしゃったように、住宅メーカーは棟数が一番わかりやすいというのは、確かにそうだと思うが、共同住宅や非住宅がメインの事業者もあるので、そういう中では、棟数ではなく、延床面積を指標にするというのは理解する。
議長（駒井部会長）	私も集計する上ではやはり延床面積かなと思う。
石原英喜委員	もう一点。非住宅や共同住宅で、仮に中小規模を超える2,000 m ² 以上の建物があった場合に、それは戸建住宅に合算してということになるのか。
事務局	あくまで合算するのは、延床面積が2,000 m ² 未満の建物だけと考えている。なお非住宅は、クリニックや小さな事務所といったものが比較的多い状況である。
議長（駒井部会長）	それでは、色々ご意見はあったが、5,000 m²を基準にしたいと思う。それから任意参加については、まさにいい制度だと思うので、是非お願いしたい。対象外とする建物も、東京、川崎と大体同じような形だと思われるので、何かあればご意見をいただきたい。 特になければ、1の対象とする事業者等については、案のとおりということにしたいと思う。 次に、「2 求める太陽光発電の導入量について」の議論に移りたいと思う。皆様からご意見をお願いします。
佃悠委員	やはり数字が気になる。算定率の70%というのは、東京、川崎の事例を参考にしていると思うが、今回なぜ70%とするのか、もう少し具体的にご説明いただきたい。
事務局	東京都は面積が広大で、かつ地域ごとに特色があるため、エリアを分けて算定率を設定しているが、仙台市域を考えると、そこまで必要ないのではと考えている。逆にエリアを分けてしまうと、ハウスメーカー等も、どのエリアにどれだけ建てたかという管理が必要となり、負担となる恐れもあるため、仙台市としては一律の係数にしてはどうかと考えている。 また、具体的な算定率については、義務の基準となる数値であるため、上げ過ぎてしまうと負担が大きくなってしまう。加えて、本市と川崎市の用途地域で、住居系の土地の面積割合が似ているということもあったため、これを基準としてはどうか考えたものである。
佃悠委員	おっしゃる通り、わかりやすさがあると思うので、一律にするのはいいと思う。ただし、どうして70%なのかというところだ。例えば、東京都が黄色と緑

	でエリアを分けているが、黄色の方は住宅が少ないのか。
事務局	東京都の場合は、太陽光のポテンシャル調査を行い、その建築物の割合をベースに設定されたと聞いている。緑色のエリアは、23区部を中心としたところで、黄色のエリアはどちらかというと郊外の住宅地が中心となっている。
佃悠委員	黄色の方が新築の可能性は高いので、こちらの方のパーセントを上げているということか。
事務局	導入ポテンシャルとしては大きいと理解している。
佃悠委員	仙台だったらどうなのだろうか。この三つのエリアで分けるのであれば、差をつける意味がわかるが、仙台で一律にするのであれば、80%でも良いのかもしれない。仙台と川崎の用途地域を見ると、住居系の割合は一緒だが、住居・商業系は仙台の方が、割合が大きい。
議長（駒井部会長）	東京都の青色のエリアは、奥多摩のあまり人が住んでいないエリアで、仙台は黄色のエリアが比較的近いという感じがするが、市街地の緑色のエリアにも近い。このため、原案の70%にするのか、もう少し上げるのかという議論になると思う。
石原英喜委員	国の方では、ゼロエネルギー住宅や ZEH と呼ばれるものを、2030 年に 50%以上にしようとか、あるいは新築の標準的な住宅にしようという動きがある。例えば 50%とすると、先ほどの 2,500 棟を対象とした場合に、半分に太陽光パネルが搭載されることとなる。一棟当たり 2kW という、意外と低いという印象も受けているが、それがなおかつ 7割だとか、85%かというところになると、義務化したときに、対象の事業者が 2030 年新築住宅 50%以上 ZEH にすることを守れるように基準を設定するという視点も必要だと思う。
事務局	ご指摘のとおり、対象となる事業者にとっては、算定率と一棟当りの基準量、この二つの係数に関わってくることとなる。一般的に戸建住宅には、4kW の太陽光パネルが設置されるため、仮に算定率 70%、棟あたり基準量 2kW とした場合でも、実質的には 35%の義務量という形になる。この義務量が厳しいかについては、様々なご意見があると思うが、現状、建売住宅を供給するメーカーは、全国区の手大メーカーも含め、ほとんど太陽光パネルを設置した実績がないという状況を踏まえると、あまり当初から高い数値を設定するというのは難しいと考えている。この義務量は、いわば最低ラインであり、全体の底上げを図りつつ、一段上の推奨値のような形で誘導基準も設定し、積極的に取り組む事業者は評価・表彰して、さらなる取り組みを後押ししてはどうか、と考えている。
議長（駒井部会長）	仙台市は、意外と緑のエリアがあるようで少ない。川崎や、東京のどちらかというところと大田区とか、そういったところのイメージに近いと、まずは 70%でということになると思う。
事務局	実際に運用してみて、例えば誘導基準をクリアして、星マークがつく事業者が相次ぐというような形となれば、数値を見直すという方法もあると思う。具体の算定率は規則で定めることを想定しており、実際に制度を運用してみて 80%にしても影響がないということであれば、引き上げてよいと思うが、現在、住宅価格も高騰している中で、あまり最初から高めにするというのは難しいと考えている。

佃悠委員	初めて導入するため、他都市と同じ70%という方が、受け入れてもらいやすいというのは理解するが、後から基準を引き上げるというのは、どれぐらい実現性があるのか、という心配もある。ただし、初めての導入となるため、仙台市としてどちらがやりやすいのかというところも考えながら、数値を見極めていくという点は理解した。
事務局	最初の対象事業者の5,000㎡という基準や、こちらの算定率、それから棟当たり基準量2kWといった数値だが、本市として全体に通底する考え方としては、義務付けとは言え、それを振りかざして迫るというのは、やはり促進という観点からするとそぐわないと考えている。「北風と太陽」があるとすれば、どちらかというところ「太陽」でいきたいと考えており、基準値も、東京、川崎の事例を参考にしつつ、まずは抑えめでやってみようという考え方である。事業者や市民の皆さまに、太陽光を導入するメリットを感じていただけるように普及啓発しながら、実際には、義務量以上に導入していただけるように取り組んでいこうというのが、通底した考えである。その上で、機運も高まって、さすがにこの義務量は少ないというような話が業界からも聞こえてくれば、引き上げることができると思う。
議長（駒井部会長）	了解した。私もそれでよいと思う。やはり、あまり最初からぎゅうぎゅうとやってしまうと、導入促進がうまくいかない可能性もある。やはり促進することが重要であり、前例として70%があるので、まずはこれでやってみるという考え方でよいと思う。 それでは、ひとまず、70%ということではよろしいか？
各委員	異議なし
議長（駒井部会長）	次に、誘導基準量として、義務量が2kW/棟のところ、4kW/棟に設定することについてはいかがか。
石原英喜委員	事業者側からすると、評価を受けて、これだけ頑張っているということが、市の方から認めていただけるというのは励みになると思うので、誘導基準の設定は賛成である。 一点だけ、少し戻ってしまうが、11ページに、物理的に太陽光発電の設置が困難な建物を除外可能とするところがあるが、どういう基準になるのか。弊社では、メリット・デメリット全て説明して、その上で最終の判断は施主様の判断になるが、どうしてもつけられないというのが、屋根の面積が小さいかもしれないが、例えば代わりにカーポートにつけるという手法もあり、いろいろなケースが出てくると思う。物理的にというのが、何を基準に判断すればよいのか、事業者にとっては、判断基準のようなものが明確にないと難しいと感じた。
事務局	東京都、川崎市では、物理的に困難という内容を細かく規定している。太陽光パネルをつけるにあたっては、南面の屋根面積をどれだけ確保できるかということだが、家の形状等によっては、南面に十分な屋根が設けられない住宅も出てくると思う。その場合に、こうした場合は除外できるというのを細かく規定しており、その辺は、本市としても、制度の概要が固まった後に、明示していかなければならないと考えている。
事務局	補足だが、この制度では、施主の判断で設置したくないという場合には、対

	応可能としている。資料 10 ページのイメージになるが、例えば、この会社のケースでは、20 棟と 40 棟に載せれば、残り 40 棟は載せなくてもクリアする。多く載せた住宅があれば、そこで吸収できる仕組みとしている。物理的にという基準については、誰が計算してもわかるような客観的な算定方法を、東京、川崎の例も踏まえつつ、しっかりと定めてまいりたい。
事務局	もう一点、先ほどカーポートに設置というお話があった。基本は屋根に設置いただくことを考えているが、カーポートを含め、積極的に導入された分については、きちんと評価の対象にできるような形にしたいと考えている。
議長（駒井部会長）	太陽光発電の導入量に関して、他に何かあるか。 ないようなので、今度は「3 求める省エネ・断熱性能について」に移りたいと思う。仙台市独自の施策になるので、皆さま議論をお願いしたい。
佃悠委員	既存の基準を用いつつ、国の義務基準以上のものを掲げながら進め、さらに誘導基準を設けるというのは非常にいいと思う。 去年、地球温暖化対策推進計画の議論をしたときも、国が削減目標を大きく引き上げたことが経緯にあったので、それを考えると、さらに高めも示しておいて、準備しておくというのは、有効であると思う。おそらくこちらの断熱基準等は練られたものだと思うので、異論はないし、前倒しで計画される点は良いことだと思う。
議長（駒井部会長）	本市基準があって、さらに誘導基準を作りましょう、という二段階の案だ。断熱基準に関する参考資料についてだが、最低の体感温度が 10 度を下回らないというのは、どういう意味か。
事務局	冬の朝の室内温度である。この 4 月から義務化される国の基準では 8℃とされているが、それでも寒いと考え、本市では、少なくとも 10℃以上を確保できるように、国を上回る断熱基準を設定しており、現在、G1 以上の住宅を対象に補助を行っている。
議長（駒井部会長）	理解した。これを G2、さらには G3 まで上げていくということか。
事務局	15 ページで、まずは G2 を視野に入れている。先ほど佃委員からご意見があったが、当初から、2030 年度には引き上げる予定であることを予め示しておきたいと考えている。注釈をつけているように、どこまで上げるのかは、今決めるものではないが、今のうちに 2030 年度以降の方針を示して、制度開始の段階から理解を得ていきたいと考えている。
石原英喜委員	私も HEAT20 の G1、G2、G3 というものをベースにして、仙台市が独自で断熱基準を設けるというのは賛成である。 先ほどの太陽光発電では、メーカーとして導入量を合計するということであったが、こちら、仮に断熱や省エネの性能が基準を下回ったものは、足すことができるのか。
事務局	15 ページ目に記載のとおり、省エネや断熱基準に関しては、対象となる事業者が新築する全ての建物に対して対応を求めたいと考えている。太陽光発電の導入量については、新築する建物に 70%という係数をかけているが、省エネや断熱に関しては、仙台らしさという観点からも、力を入れたいと考えている。

	ただし昨年夏のハウスメーカー等へのヒアリングでは、建売住宅を供給するメーカーも、太陽光はこれからだが、省エネや断熱は既に取り組んでいるというメーカーも一定数あったため、国の基準をもとに、予見性をもって高めに設定はしているが、決して過度な負担ではないと考えている。
議長（駒井部会長）	対象事業者が新築する全ての建物が対象という点と厳しいかと思ったが、そのような状況であれば、問題ないと思う。
高木理恵委員	私も研究の中で住宅の室内の温熱環境を測ることがあるが、やはり仙台市は寒冷地域なので、冬の寒さが、そこに住んでいる人の健康にも影響を与えるため、住宅の断熱や気密性能を確保することは重要である。今回、まずは ZEH 基準というところで進めるのは良いと思う。
議長（駒井部会長）	環境省でも、新しい施策でウェルビーイングという考え方が入ってきており、まさにこれがその部分かと思う。例えば、ZEH 基準になって、あるいは G1 基準になると、電気代がどのくらい下がりますよ、というようなシミュレーションが審議会でも示せるとよい。
事務局	いまお話があった断熱に関して、国の義務基準から、ZEH 基準に引き上げた場合のかかり増しとしては、概ね 30 万円程度と試算している。太陽光発電に関しては、一般的に住宅に 4 kW 設置されるが、その導入費用としては、約 110 万円が見込まれる。そこに光熱費の削減効果や売電の収入により、10 年程度で回収が可能と見込んでいる。太陽光パネルは耐用期間が大体 30 年と言われているが、そこでの収支バランスは、メンテナンスや廃棄の費用を考慮しても、プラスの効果が得られると見込んでおり、今後、具体的なデータをお示ししながら、メリットを伝えていきたいと考えている。
議長（駒井部会長）	よろしくお願いします。東北大学環境科学研究科で、シミュレーションを行っている人に聞くと、10 年は切っていて、7、8 年ぐらいでコスト回収が可能と言われた。コスト回収が 10 年以内だとすると、ものすごくメリットがある。いずれ市民に理解してもらうために、あるいは事業者がセールスする上でも、そうした資料が必要だと思うので、ぜひお願いしたいと思う。
事務局	月々の負担の面でも、住宅ローンで増える部分と、光熱費で下がる部分を比べると、逆にコストメリットが出る可能性も十分にあると考えている。トータルでのメリットも含めて、そういったものをわかりやすく示していきたいと考えている。
議長（駒井部会長）	初期投資の部分については何らかの補助金が必要だと思うが、どうか。
事務局	別途支援策についても検討が必要と考えている。
佃悠委員	今回の議論ではないかもしれないが、今後のステップとして、改修についてはどう考えるのか。今後、既存ストックの維持や、改修して資源を有効に活用するという観点で、改修も重要だと思う。
事務局	既存の建築物については、建てられた年数や、これからの使われ方など、様々な事情を考慮しながら進めていく必要があることから、今回の制度のように画一的に進めるというのは難しい面があると考えている。 一方、現在も、窓の断熱を中心に断熱改修を支援する補助制度も設けており、

	まずはこうした支援策を通じて、既存建築物への対応を進めてまいりたい。
石原英喜委員	二点ある。一点目が断熱・省エネで、Ua 値や BEI を算出するにあたって、建築基準法の中で、一点一点計算をせずとも、仕様規定と呼ばれて、この断熱材をこの厚さ使っていれば、国の基準値をクリアするというものがある。先ほどの対象になるメーカーが、全て数値の算出まで行っているのか、もしかしたらそこもハードルになるのではないかと感じたところである。 もう一つは、宮城県の方でも、「みやすまラベル」といって、HEAT20 の断熱基準をもとに、シルバー、ゴールド、プラチナの 3 段階でラベリングをしているが、そこと何か連携があってもよいのではと思った。
事務局	一点目の断熱や省エネ計算については、基本的に国が 4 月から全戸に義務化するため、法律の中で、各メーカーが数値を把握していく必要があるという認識であった。数値算出の手間については、今後のヒアリングの中で改めて確認していきたい考えている。 もう一点について、本市でも、G1 以上の住宅に補助を出しており、その際に「ぬく杜（もり）」という愛称で、高断熱住宅であることを認定する仕組みも設けている。現時点で宮城県との連携までには至っていないが、今後そういったところも検討していきたいと考えている。
事務局	補足だが、本制度の導入については、宮城県にも情報提供している。 またラベリングについては、両方ラベリングされてもよいと思う。県では、例えば県産材利用住宅に対する補助制度も設けており、断熱・省エネだけではなく、県・市それぞれが補完し合えるように環境に優しい取り組みを行えば、エンドユーザーもメリットを得られると思うので、連携して発信していきたいと思う。
議長（駒井部会長）	それでは、3 については以上とする。 次に「4 報告・公表等について」議論をお願いする。
佃悠委員	19 ページで、会社全体の報告はいいと思うが、②太陽光発電の建物ごとの導入状況とか、③の建物ごとの省エネ・断熱性能の状況というのは、棟数も増えるとなかなか報告が難しくなると思うが、どのような内容を想定しているのか。
事務局	現時点では、一覧表のような形で、それぞれの建物について、太陽光発電は何 kW 導入したのか、また省エネ・断熱性能として BEI や Ua 値がいくつだったのか、そうした一覧表をいただくことを想定していた。
佃悠委員	事業者側がうまく報告できるように仕組みを整えるということも重要だと思うので、事業者の報告のしやすさと、こちらにとって必要な情報を網羅できているかという部分で、落としどころを見つけていただければと思う。 また、評価・表彰については良いと思うし、促進ということを掲げるのであれば過剰な罰則は規定しないということも、趣旨に合っていると思う。
石原英喜委員	19 ページの主な報告内容の 4 番目で、環境配慮に関する取り組みとあるが、評価にあたって、あくまでも先ほどの太陽光発電の導入状況だけが対象となるのか、それとも、この環境配慮の取り組み状況も評価の対象になるのか。仙台市がカーボンニュートラルに向けて取り組んでいる中で、そこにつながるものはどんどん書いた方がいいのか、それともそこはあくまでも参考程度なのか、

	どのように考えているのか。
事務局	20 ページの公表イメージにお示しのとおり、環境配慮の取り組みとして記載いただいた内容は、このような形で仙台市も公表させていただくことで、メーカー等にとってはアピールの場になると考えている。また、特に優れた取り組みを行った事業者を表彰することも考えているが、その際には、太陽光発電の導入量や断熱・省エネの取り組みをベースとしつつ、それに加えて、その他の環境配慮の取り組みも評価できる形にしたいと考えている。
高木理恵委員	具体的にこういうものが当てはまるというのは例に示すのか。
事務局	先ほど事業者の報告の際の負担という議論もあった。この制度が固まった先の話になると思うが、報告内容を入力する際に、例えばプルダウンで代表的な環境配慮の取り組みを、こちらで準備しておいて選べるようにしつつ、独自の取り組みもアピールできるように自由に記載できる欄も設けるというように、事業者の負担にも配慮しながら、アピールもしっかりできる場になるように工夫していきたいと考えている。
議長（駒井部会長）	それでは、4 の報告公表については、大体よろしいか。 あくまでも事業者を対象にするわけだが、もう少し一般市民も見えるようになると良いと思うが、齋藤委員から何かないか。
齋藤裕美委員	メーカーの方でも公表するのかもしれないが、実際 A 宅では、このように使用量が減ってすごくいい生活していますよ、というような事例をたくさん公表できれば、市民にとっても具体的で納得しやすいと思う。
事務局	太陽光パネルを設置することや高断熱住宅にすることで、ウェルネスみたいな話も含めて、こういうメリットがあったんです、という実際に住まわれる方の声をうまく拾い上げながら、周知啓発をしていくというのは、この制度によらず、全体として市民の理解を深めていくためにも重要な視点だと感じた。
齋藤裕美委員	私が知っている工務店でも様々に努力しているので、そういう企業の取り組みを、仙台市からも市民に対して発信できるとよいと思う。
議長（駒井部会長）	そこは表彰制度かも知れない。
事務局	仙台市では関係業者と高断熱住宅普及促進協議会を立ち上げて、普及を目指して取り組んでいるが、そこに参加する事業者の方も、こんないいことがあるというメリットを発信している。先ほどコストの話が出たが、それに加えて、快適性の向上や、健康面でヒートショックの予防の観点、仮に災害が起こったときも、太陽光パネルで発電ができるというような良い面がたくさんあると思うので、協議会の枠組みも使って、連携して周知していきたいと思う。
佃悠委員	今のお話に関連するかもしれないが、東京都が同様の制度を導入しようとした際に、義務化という言葉が強烈に頭に残って、都民の方も嫌悪感を抱くという形になった。あくまで促進制度であるので、もっと柔軟いキャッチコピーみたいなものが発信するときにあるといいと思う。制度は制度でしっかり作っていただいて、事業者向けの説明の部分と、市民向けのもう少し柔軟い説明を分けて工夫してもらえればと思う。制度化の次の段階だが、せっかくいいことややっていてもマイナスの方向に行ってしまうので、発信の仕方は気をつけても

	らえればと思う。
議長（駒井部会長）	私は、その時に東京都の審議会委員を務めていたが、ものすごいハレーションがあったので心配している。市民への見せ方というのは、工夫した方がいいと思う。
佃悠委員	義務という言葉を使わずに、なんとか今回の制度を説明できればと思う。
議長（駒井部会長）	それでは、1から4まで議論してきて、概ね原案どおりかと思う。 次回は大規模建築物向けの制度についての議論を予定しており、本日委員からいただいたご意見を踏まえ、事務局で整理していただき、第3回の検討部会で、全体を見ながら、もう一度、議論を行いたいと思う。 続いて議事（2）「その他」だが、本日の部会を通してのご質問やご意見などがあればお願いします。なければ、議事については以上とする。 事務局から連絡事項はあるか。
事務局	次回の検討部会は2月10日月曜日を予定している。詳細については後日改めて連絡させていただく。
議長（駒井部会長）	承知した。それでは、以上で本日の検討部会の議事を全て終了する。円滑なご議論をいただき感謝する。

令和 7 年 3 月 11 日

仙台市環境審議会

「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」検討部会

部会長

氏名

駒井 武

委員

氏名

石原 英喜